

## **[事案 25-23] 失効取消請求**

・平成 25 年 8 月 28 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

保険料未払いにより失効した契約について、失効予告の通知を受領していなかったことを理由に、失効の取消しを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 16 年 4 月に加入した利率変動型積立終身保険について、平成 24 年 3 月分および 4 月分の保険料の口座振替ができなかった。3 月分保険料は 4 月に積立金から自動振替で充当されたが、4 月分保険料は 5 月に振替充当できず、6 月に契約は失効した。以下の理由により、保険会社の対応に相応の責任があるので、失効した契約を無条件で復活させてほしい。

- (1) 私の勤務地の近隣には銀行 ATM がなく、通帳記入をするのは数か月に一度であり、保険料の口座振替ができなかった事実を、平成 24 年 12 月になるまで知らなかった。
- (2) 保険会社から失効予告の通知を受領しておらず、最終引落しのあった 2 月分から失効するまでの約 3 か月、および失効してから私が失効に気がついて連絡をするまでの半年のあいだ、解約返戻金の通知も連絡もなかった。

### **<保険会社の主張>**

3 月分保険料の口座振替が不能であったことを受けて 4 月中旬ころに、4 月分保険料の振替が不能であったことを受けて 5 月中旬ころに、それぞれ通知文書を申立人宛に送付しており、契約が失効するまでの間に保険料払込の督促をしている。よって、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

#### **1. 申立人の主張の法的整理**

失効した契約を無条件で復活させることを求めていることから、申立人の主張は、本契約の約款の失効条項が信義則（民法 1 条 2 項）に反するため、消費者契約法 10 条により無効であることを理由に、失効の取消しを請求しているものと判断する。

#### **2. 以下の理由により、本契約の失効条項は信義則に反するとは言えず、消費者契約法に照らしても有効であるので、申立人の請求は認められない。**

- (1) 本契約の約款には次のとおり定められており、保険料の支払いが遅滞しても直ちに契約が失効するものではなく、1 か月間の猶予期間内になお支払いがなく、かつ、未払込みの保険料の額が解約返戻金の額を上回るときに初めて契約が失効することとなっている。

- ①保険料月払契約の場合、第2回目以後の保険料は契約日の月単位の応答日の属する月の初日から末日までに払い込むこと。
  - ②第2回目以後の保険料の払込みについては、払込期日の翌月初日から末日まで猶予期間があること。
  - ③猶予期間中に保険料が払い込まれない場合でも、契約者からあらかじめ反対の申出がなく、かつ、猶予期間満了日の解約返戻金が未払込保険料相当額を超えているときは、積立金から保険料が払い込まれたものとする。
  - ④猶予期間中に保険料が払い込まれず、かつ、積立金からの保険料の払込みが行われないときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失うこと。
- (2)次のとおり、保険会社は失効前に保険契約者に対して保険料払込の督促を行う態勢を整え、そのような実務上の運用が確実にされている。
- ①初めの払込みの遅滞があった月の翌月中旬ころには、保険会社は通知文書を契約者に郵送し、猶予期間の満了日までの払込みを督促するとともに、猶予期間満了日までに保険料払込みがなく、かつ、積立金からの保険料払込みも行えない場合には、猶予期間満了日の翌日に契約が失効することを、契約者に通知することとしている。
  - ②積立金からの保険料払込みを行った場合には、保険会社は通知文書を契約者に郵送し、保険料の口座振替ができなかったこと、および次回保険料の振替ができない場合には、契約が失効する可能性があることを通知することとしている。
  - ③これらの通知は、保険料が未入金である保険契約を抽出して、画一的に郵送処理される情報処理システムによって機械的に行っている。
- (3)なお、申立人は保険会社からの失効予告の通知を受領していない等と主張しているが、失効予告の通知が保険会社に返送された記録はなく、現在の郵便事情では誤配送の可能性が極めて小さいことからすると、全ての特則通知が申立人に到達していなかったとは考えられず、仮に到達していなかったとしても上記(2)の運用がなされていることからすると、失効条項が信義則に反するとは言えず、結論に影響を与えるものではない。

**【参考】**

消費者契約法 10 条

民法、商法（明治三十二年法律第四十八号）その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

民法 1 条

2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。